



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (14)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則… 3
- 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続) の一部を改正する規則……………16
- 山形県人事委員会規則 5-4 (給与の支払監理) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則 5-35 (平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料) の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則……………17

訓 令

- 人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令……………18

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 小 野 勝

第4条第1項中「課長補佐」を「課長補佐 専門員」に改める。

第5条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 専門員は、上司の命を受けて特定事項を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 小 野 勝

第23条第3項中「次の各号に掲げる書類」を「履歴書及び必要とする資格、免許等を証明する書類又はその写」に改め、同項第1号及び第2号を削る。

「部 長 局 長 を「部 長 に、
子ども政策監」 戦略調整監」

「会計管理者」を「会計管理者 会計局長」に改め、同項職級2の欄中「参事 子ども政策室長 を 危機管理室長」

「局長（会計局長を除く。） 参事 技術戦略監 整備推進監」に改め、「総合政策室長」及び「産業連携推進監」を削り、同項職級3の欄中「室長（子ども政策室長、危機管理室長及び総合政策室長を除く。）」を「室長」に改め、同項職級4の欄中「課長補佐」を「課長補佐 主幹補佐」に改め、同項職級6の欄中「主査」を「主査 主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「農林技監、技監及び参事」を「農林技監及び参事」に、「職員育成センター所長」を「職員育成センター所長 福祉相談センター所長」に改め、同項職級3の欄中「職員育成センター所長」を「職員育成センター所長、福祉中央児童相談所長」

相談センター所長、中央児童相談所長」に、「鶴岡乳児院長 金谷 寮 長」に改め、「西村山用地課長」、 「北村山用地課長」及び「西置賜用地課長」を削り、「総合支庁の室長」を「総合支庁の室長（用地室長を除く。）」に、「港湾事務所副所長」を「港湾事務所の副所長及び室長」に改め、同項職級4の欄中「西村山用地課長」、「北村山用地課長」及び「西置賜用地課長」を削り、「次長（総合支庁及び東京事務所の次長を除く。）」を「総合支庁の用地室長 次長（総合支庁及び東京事務所の次長を除く。）」に、「教授 専攻科長」を「教授」に改め、同表行政職給料表適用職の代表監査委員の監査委員事務局の項職級4の欄中「監査専門員」を「専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育機関の項職級3の欄中「教育センター副所長 体育館長」を「教育センター副所長」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の県立学校の項中「主査」を「主査 主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の警察本部長の警察学校の項職級4の欄中「事務長」を「副主幹 事務長」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項中「局長 参事」を「局長」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の病院の項職級4の欄中「課長」を「課長 室長」に改め、同表海事職給料表適用職の知事の項職級5の欄中「庄内総合支庁の機関長」を「庄内総合支庁の機関長 主任専門航海士」に改め、同項職級6の欄中「主任航海士」を「主任航海士 主任通信士」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項職級6の欄中「主任臨床検査技師」を「主任臨床検査技師 主任臨床工学技士」に改め、医療職給料表(3)適用職の知事の本庁の項中「主任保健師」を

「業務名を冠する主査」に改める。

別表第3医師及び歯科医師の職の知事の項中

出先 機関	保健所長 衛生研究所長 福祉相談センター所長 中央児童相談所長 総合療育訓練センター所長 精神保健福祉センター所長 総合支庁の医療監	衛生研究所の副所長 婦人相談所長 金谷寮長 身体障がい者更正相談所長 知的障がい者更正相談所長 総合療育訓練センターの部長 総合療育訓練センターの支所長	総合療育訓練センターの医長及び科長 衛生研究所の専門研究員 総合支庁の業務名を冠する主査及び主査	職級1から職級3以外の職
----------	--	--	--	--------------

を

本庁	医療政策監			
出先 機関	保健所長 衛生研究所長 総合療育訓練センター所長 精神保健福祉センター所長 総合支庁の医療監	衛生研究所の副所長 総合療育訓練センターの部長 総合療育訓練センターの支所長	総合療育訓練センターの医長及び科長 衛生研究所の専門研究員 総合支庁の業務名を冠する主査	職級1から職級3以外の職

に改め、同表医師及び歯科医師の職

の病院事業管理者の病院の項職級2の欄中「病院の副院長及び部長」を「病院の副院長及び部長
総合周産期母子医療センター長」に改める。

別記様式第4号（その1）及び別記様式第4号（その2）を次のように改める。

様式第4号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 小 野 勝

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を削り、第6号を第7号とし、第7号から第13号までを3号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 小 野 勝

第67条第5項中「前4項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項中「前項」を「前2項」に、「確めて」を「確かめて」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、条例第12条第1項の規定による届出について、前項の規定にかかわらず、職員の服務、給与、福利厚生等の手続を行う電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行わせることができ

る。

第70条の3第2項中「第15条第3項の人事委員会規則で定める場合」を「第15条第3項（育児休業条例第15条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条及び第73条において同じ。）の人事委員会規則で定める場合」に、「県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項」を「県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項ただし書」に改める。

第70条の5中「休日等又は」を「休日等若しくは」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等又は職員の勤務時間に関する条例第4条の2第1項若しくは県立学校職員勤務時間等条例第6条の2第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により割り振られた勤務時間の全部について当該各項に規定する時間外勤務代休時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定された日」に改め、同条を第70条の6とし、第70条の4を第70条の5とし、第70条の3の次に次の1条を加える。

（条例第15条第4項の人事委員会規則で定める勤務）

第70条の4 条例第15条第4項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員の勤務時間に関する条例第2条第4項本文（育児休業条例第17条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第29条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項本文（育児休業条例第19条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における勤務を要しない日の振替え（山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）第3条第4項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）第4条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）第1条の2において準用する場合を含む。）に規定する勤務を要しない日の振替えをいう。次号ロにおいて同じ。）（勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により勤務を要しない日に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を職員の勤務時間に関する条例第2条第4項ただし書又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項ただし書（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における勤務を要しない日（職員の勤務時間に関する条例第2条第4項ただし書又は県立学校職員勤務時間等条例第4条第1項ただし書（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により勤務を要しない日とされた日に限る。以下この号において「原勤務を要しない日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(イ) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原勤務を要しない日から、当該原勤務を要しない日から数えて4番目の原勤務を要しない日までの間の原勤務を要しない日

(ロ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原勤務を要しない日から、当該原勤務を要しない日から数えて5番目の原勤務を要しない日までの間の原勤務を要しない日

ロ 当該月における勤務を要しない日の振替え（勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により勤務を要しない日に変更された日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原勤務を要しない日から、当該原勤務を要しない日から数えて4番目の原勤務を要しない日までの間の原勤務を要しない日

(ロ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原勤務を要しない日から、当該原勤務を要しない日から数えて5番目の原勤務を要しない日までの間の原勤務を要しない日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して人事委員会が定める日

第73条第1項第1号イを次のように改める。

イ 条例第15条第1項の規定により支給される時間外勤務手当 次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれに定める割合

(イ) 条例第15条第1項第1号に掲げる勤務（条例第15条第2項（育児休業条例第15条（育児休業条例第25条において準用する場合を含む。）又は第27条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務を除く。以下次号イにおいて同じ。）100分の125（午後10時から翌日の午前5時までの間の時間外勤務については、100分の150）

(ロ) 条例第15条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135（午後10時から翌日の午前5時までの間の時間外勤務については、100分の160）

第73条第1項第1号中ロを削り、同号ハ中「に掲げる勤務」を「に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務」に改め、同ハを同号ロとし、同号ニ中「に掲げる勤務に対する」を「の規定により支給される」に改め、同ニを同号ハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 条例第15条第4項の規定により支給される時間外勤務手当 同項の規定の適用を受ける時間の次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合

(イ) 条例第15条第1項（条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務に係る時間 100分の150（午後10時から翌日の午前5時までの間の時間外勤務については、100分の175）

(ロ) 条例第15条第3項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 100分の50

第73条第1項第2号イを次のように改める。

イ 条例第15条第1項の規定により支給される時間外勤務手当 次に掲げる勤務の区分に応じそれぞれに定める割合

(イ) 条例第15条第1項第1号に掲げる勤務 100分の25（午後10時から翌日の午前5時までの間の時間外勤務については、100分の50）

(ロ) 条例第15条第1項第2号に掲げる勤務 100分の35（午後10時から翌日の午前5時までの間の時間外勤務については、100分の60）

第73条第1項第2号中ロを削り、同号ハ中「に掲げる勤務」を「に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務」に改め、同ハを同号ロとし、同号ニ中「に掲げる勤務に対する」を「の規定により支給される」に改め、同ニを同号ハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 条例第15条第4項の規定により支給される時間外勤務手当 同項の規定の適用を受ける時間の次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合

(イ) 条例第15条第1項（条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務に係る時間 100分の50（午後10時から翌日の午前5時までの間の時間外勤務については、100分の75）

(ロ) 条例第15条第3項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 100分の50

第73条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第18条の2の規定により時間外勤務手当が支給される勤務の時間に係る時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、第1項に規定する額から、条例第18条の2の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる条例第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間について、当該時間1時間につき、前項第1号及び第2号の規定により割合を乗じられる額に、その時間の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減ずるものとする。

(1) 条例第15条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）又は第3項の規定により時間外勤務手当が支給されることとなる勤務の時間 100分の25

(2) 条例第15条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 100分の50

(3) 条例第15条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 100分の15

第74条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 任命権者は、前項に定める時間外勤務等命令簿及び宿日直勤務命令簿の作成に代えて当該時間外勤務等命令簿及び宿日直勤務命令簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を行うことができる。

第74条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員が職員の勤務時間に関する条例第4条の2第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第6条の2第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により指定された時間外勤務代休

時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「職員の勤務時間に関する条例第4条の2第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第6条の2第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の翌月の」とする。

第86条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、前項の規定による届出について、同項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

第86条の2第1項中「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第86条の3中「第86条第1項」を「第86条第1項及び第2項」に改める。

- 第88条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、前項の規定による届出について、同項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

第122条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、前項の規定による届出について、同項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

第123条第1項中「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第124条第1項中「第122条第1項」を「第122条第1項及び第2項」に改める。

別表第1のイの表6級の項標準的な職務の欄第1項中「(8級に掲げる職務を除く。)」を削り、同表7級の項標準的な職務の欄第1項中「又は子育て支援課長」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同表8級の項標準的な職務の欄第1項中「参事、子ども政策室長、危機管理室長、総合政策室長又は産業連携推進監」を「総合政策局長、危機管理・くらし安心局長、観光交流局長、参事、技術戦略監又は整備推進監」に改め、同表9級の項標準的な職務の欄第1項中「子ども政策監、危機管理監」を「戦略調整監」に改める。

別表第1のトの表3級の項標準的な職務の欄中第4項を削り、第5項を第4項とする。

別表第9第1項職員の欄第2号中「庄内児童相談所長」を「所長」に改め、同表第9項職員の欄第3号中「職員」を「職員（(4)に掲げる者を除く。）」に改める。

別表第10中		子ども政策監 危機管理監		を
		戦略調整監		に、
		参事 子ども政策室長 危機管理室長 総合政策室長 産業連携推進監		を
		総合政策局長 危機管理・くらし安心局長 観光交流局長 参事 技術戦略監 整備推進監		に、
		室長（支給区分1種のものを除く。） 主幹	4種	を

	室 長 戦略調整主幹		に、
	主幹（支給区分3種のものを除く。）	4 種	

	農林技監 技 監		を
--	-------------	--	---

	農林技監		に、
--	------	--	----

	福祉課長（置賜総合支庁に限る。）		を
--	------------------	--	---

	福祉課長		に、
--	------	--	----

	家畜保健衛生課長		を
--	----------	--	---

	家畜保健衛生課長 水産課長		に、
--	------------------	--	----

	主 幹		
福祉相談センター	所 長	1 種	を
	副 所 長	4 種 （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）	
	主 幹		
庄内児童相談所	所 長	3 種	
	主 幹	4 種	
乳 児 院	院 長	4 種	
朝 日 学 園	園 長	3 種	
職員育成センター	所 長	1 種	
	副 所 長	4 種	
主 幹			
消費生活センター	所 長	3 種	
消 防 学 校	校 長	4 種	
	主 幹		
自動車税事務所	所 長	3 種	

	主 幹		
職員育成センター	所 長	4 種	に、
	副 所 長		



副 所 長 主 幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)
--------------	---------------------------------------

を

副 所 長 主 幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)
消 防 学 校	校 長 4 種
山形職業能力開発専門学校	校 長 3 種
	主幹（支給区分6種のものを除く。） 4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。） 6 種
庄内職業能力開発センター	所 長 4 種
	主 幹 6 種
福祉相談センター	所 長 1 種
	副 所 長 主 幹 4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)
庄内児童相談所	所 長 3 種
	主 幹 4 種
乳 児 院	院 長 4 種
朝 日 学 園	園 長 3 種

に、

庄内食肉衛生検査所	所 長 3 種
	主 幹 4 種

を

庄内食肉衛生検査所	所 長	3 種
	主 幹	4 種
大阪事務所	所 長	4 種
名古屋事務所	所 長	4 種
産業技術短期大学校	副 校 長	1 種
	事務局次長 主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
産業技術短期大学校庄内校	副 校 長	3 種
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種

に、

	副 所 長 場 長 部長（人事委員会の定める職を除く。） 室 長 主 幹	4 種 （副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）
大阪事務所	所 長	4 種
名古屋事務所	所 長	4 種
産業技術短期大学校	副 校 長	1 種
	事務局次長 主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
産業技術短期大学校庄内校	副 校 長	3 種
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
山形職業能力開発専門学校	校 長	3 種
	主幹（支給区分6種のものを除く。）	4 種
	主幹（人事委員会の定めるものに限る。）	6 種
庄内職業能力開発センター	所 長	4 種

を

	副 所 長 場 長 部長（人事委員会の定める職を除く。） 室 長 主 幹	4 種
--	--	-----

に、

「	病虫害防除所	所 長	3 種	を
		主 幹	4 種	
「	病虫害防除所	所 長	3 種	に、
「		管理主幹 生涯学習主幹		を
「		管理主幹		に、
「		副 館 長	3 種	を
		主 幹	4 種	
「		副 館 長 主 幹	4 種	に、
「	青年の家	所 長	4 種	を
	体 育 館	主 幹	4 種	
「	青年の家	所 長	4 種	に改める。

別表第14を次のように改める。

別表第14

イ 条例第13条の2第1項の規定による特地公署の指定及び級別区分

指 定 す る 公 署 名	級別区分	
新庄警察署 同 鶴岡警察署	堀内駐在所 赤倉駐在所 山戸駐在所	1 級
高坂ダム管理課（最上郡真室川町大字差首鍋2035） 山形警察署 寒河江警察署 村山警察署 尾花沢警察署 同 同 新庄警察署 同 小国警察署 米沢警察署	築沢駐在所 貫見駐在所 大高根駐在所 常盤駐在所 玉野駐在所 宮沢駐在所 清水駐在所 及位駐在所 沼沢駐在所 玉庭駐在所	2 級
荒沢ダム管理課（鶴岡市荒沢字狩籠145） 庄内警察署 鶴岡警察署 小国警察署 同	立谷沢駐在所 福栄駐在所 南部駐在所 北部駐在所	3 級
新庄警察署 長井警察署 小国警察署	肘折駐在所 中津川駐在所 東部駐在所	4 級
酒田警察署	飛島駐在所	6 級

ロ 条例第13条の3第1項の規定による準特地公署の指定

指 定 す る 公 署 名	
新庄警察署	釜淵駐在所
米沢警察署	田沢駐在所

別表第15を次のように改める。

別表第15

イ 条例第13条の4第1項の規定によるへき地学校等の指定及び級別区分

指 定 す る 学 校 名	級別区分
寒河江市立幸生小学校 同 田代小学校 大江町立本郷西小学校 尾花沢市立高橋小学校 同 玉野小学校 同 常盤小学校 同 宮沢中学校 同 玉野中学校 同 常盤中学校 金山町立明安小学校 同 有屋小学校 真室川町立真室川北部小学校 鮭川村立牛潜小学校 南陽市立荻小学校 飯豊町立手ノ子小学校 鶴岡市立羽黒第四小学校 同 鼠ヶ関小学校 酒田市立地見興屋小学校 同 田沢小学校	準 級
山辺町立鳥海小学校 同 作谷沢小学校 同 中中学校 同 作谷沢中学校 村山市立富並小学校 尾花沢市立寺内小学校 同 上柳小学校 大石田町立駒籠小学校 金山町立中田小学校 最上町立月楯小学校 同 東法田小学校 同 満沢小学校 同 赤倉小学校 舟形町立堀内小学校 真室川町立差首鍋小学校 同 平枝小学校 同 及位中学校 大蔵村立大蔵小学校 同 大蔵中学校	1 級

鮭川村立曲川小学校 戸沢村立角川小学校 同 角川中学校 南陽市立小滝小学校 川西町立玉庭小学校 同 玉庭中学校 小国町立白沼小学校 同 伊佐領小学校 同 沖庭小学校 同 白沼中学校 鶴岡市立朝日大泉小学校 同 山戸小学校 同 温海中学校		
尾花沢市立鶴子小学校 鮭川村立曲川小学校芦沢分校 鶴岡市立大綱小学校 同 福栄小学校	2	級
小国町立叶水小学校 同 北部小学校 同 叶水中学校 同 北部中学校	3	級
飯豊町立中津川小学校 同 中津川中学校	4	級
酒田市立飛島小学校	5	級

ロ 条例第13条の5第1項の規定によるへき地学校等に準ずる学校の指定

指 定 す る 学 校 名
新庄市立昭和小学校 鶴岡市立五十川小学校

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号

時 間 外 勤 務 等 命 令 簿

給料表	職給料表()		級	級号給調整数	一時間当たりの単価	勤務区分										時間外勤務代休		
	職給	調整数				勤務外					勤務					時間	勤務	代休
級号給	職給	調整数	級	級号給調整数	一時間当たりの単価	125	135	150	160	175	100	25	35	50	60	75	印	
職名					加算額の単価	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	割増前	印	
氏名					①月額の手当分	150	125	135	150	160	175	100	25	35	50	60	75	印
					②	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	印
				③	50	25	35	50	60	75	100	25	35	50	60	75	印	
				④	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	印
決	裁	月日	区	勤務命令時間	勤務区分	勤務外										勤務		
						125	135	150	160	175	100	25	35	50	60	75	時間	勤務
		()		時分	当	125	135	150	160	175	100	25	35	50	60	75	印	
		()		初	初	(25)	(35)	(50)	(60)	(75)	(100)	(25)	(35)	(50)	(60)	(75)	印	
		()		変	変	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		更	更	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		当	当	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		初	初	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		変	変	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		更	更	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		当	当	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		初	初	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		変	変	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	
		()		更	更	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)	印	

- (注) 1 「1時間当たりの単価」の項中
「①月額の手当分」の項には初任給調整手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）、農林漁業普及指導手当及び月額で定める特殊勤務手当の単価（2種類以上の手当を支給される場合はそれらの手当の合計額についての単価）を記入すること。
「②」から「④」までの項には日額、1時間当たりの額又は1回、1件若しくは1体当たりの額で定められている特殊勤務手当の支給対象となる特殊勤務手当の名称及び単価をそれぞれ区分して記入すること。
- 2 「勤務命令時間」又は「勤務区分」の欄の上部には「条例第18条の単価」の項に該当する勤務命令時間又は勤務区分毎の勤務時間数を記入し、（ ）には「②」から「④」までの項に該当する勤務命令時間又は勤務区分毎の勤務時間数を記入すること。（この場合表示は②、③の如く記号を使用すること）
- 3 「勤務命令時間」の欄には休憩時間を含めた勤務時間を記入し、「勤務区分」の欄には手当が支給される時間を記入すること。この場合、休憩時間については「勤務の内容」の欄に付記すること。
- 4 「割増前」の欄には、条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間について、同項の規定の適用を受ける前の支給割合別の勤務時間数を記入すること。
- 5 「累計」の欄には、その月における勤務時間数（勤務を要しない日の振替えにより、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間を含み、第70条の4に規定する勤務に係る時間を除く。）の合計を記入すること。
- 6 「勤務の内容」の欄には業務の内容を具体的に記入すること。
- 7 「時間外勤務代休時間の勤務」の欄には、時間外勤務代休時間に勤務した場合に、その勤務時間数及び条例第15条第5項に規定する減じた割合別の当該勤務時間数を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(特地勤務手当等に関する経過措置)
- 2 平成22年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正前の規則」という。）の規定により特地勤務手当の支給を受けていた職員及び警察職員で、当該職員及び警察職員に係るこの規則による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）に基づく特地勤務手当の月額（以下この項において「施行日以後の特地勤務手当の月額」という。）が施行日の前日における特地勤務手当の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる改正前の規則に基づく特地勤務手当の月額に相当する額とする。）（以下この項において「施行日前の特地勤務手当の月額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員及び警察職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、施行日以後の特地勤務手当の月額が施行日前の特地勤務手当の月額に達するまでの間、施行日前の特地勤務手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。
- 3 施行日の前日において、改正前の規則の規定により特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていた職員及び警察職員で、当該職員及び警察職員に係る改正後の規則に基づく特地勤務手当に準ずる手当の月額が施行日の前日における特地勤務手当に準ずる手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる改正前の規則に基づく特地勤務手当に準ずる手当の月額に相当する額とする。）（以下この項において「施行日前の特地勤務手当に準ずる手当の月額」という。）に達しないこととなるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該職員及び警察職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、当該職員及び警察職員の当該公署への異動等の日から起算して4年に達するまでの間、施行日前の特地勤務手当に準ずる手当の月額に相当する額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
(へき地手当等に関する経過措置)
- 4 施行日の前日において、改正前の規則の規定によりへき地手当の支給を受けていた学校職員で、当該学校職員に係る改正後の規則に基づくへき地手当の月額（以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。）が施行日の前日におけるへき地手当の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる改正前の規則に基づくへき地手当の月額に相当する額とする。）（以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合においては、施行日以後のへき地手当の月額が施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間（改正後の規則に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後）、施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- 5 施行日の前日において、へき地等学校（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第13条の5に規定するへき地等学校をいう。以下この項において同じ。）として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する学校職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日の前日における給料（育児短時間勤務職員等にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる給料の月額に相当する額とする。）及び同日における扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。
(時間外勤務等命令簿に関する経過措置)
- 6 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則別記様式第3号による用紙は、当分の間使用することができる。ただし、改正前の規則別記様式第3号による用紙を使用する場合においては、改正後の規則別記様式第3号による用紙に記入すべき事項のうち改正前の規則別記様式第3号に記入すべき欄が設けられていないものについて、適宜の方法により記入するものとする。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第2条第2項中「第2項」を「第3項」に、「時間外勤務等命令簿」を「時間外勤務等命令簿（同条第4項の規定により作成された時間外勤務等命令簿に係る電磁的記録を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第2条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 時間外勤務代休時間 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）第4条の2第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第6条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。）に規定する時間外勤務代休時間をいう。

第6条第2項第2号中「夜間勤務の」を「夜間勤務についてはそれぞれの勤務に対する」に、「合計時間数」を「合計時間数、時間外勤務代休時間にした勤務については当該勤務の当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務の時間の属する年月別の合計時間数並びに山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年県条例第30号。以下「給与条例」という。）第15条第5項に規定する減じた割合及び当該年月別の合計時間数」に改める。

第7条第3項中「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年県条例第30号）」を「給与条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山形県人事委員会
委員長 小野 勝

第3条第3号を次のように改める。

(3) 施行日前に休職等期間がある職員であつて、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

第4条第1項中「（平成21年改正条例）を「（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号。以下「平成21年改正条例」という。）の）」に、「減額改定対象職員である者」を「平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者」に改め、「及び第3号」を削り、「当該各号に掲げる場合に該当することとした場合」を「給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（同日後にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）」に、「こととなるもの」を「こととなるもの（施行日以降に平成17年改正条例附則第6項又は第7項の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員（第1号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなつた職員で施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に施行日以降に平成17年改正条例附則第7項の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員となるものを除く。）」に改め、同項第1号中「（施行日以降にこれらの異動が2回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第7号に掲げる場合を除く。）施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則5-1第48条又は育児休業法第8条若しくは

公益的法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
 第5条第1項中「こととなるもの」を「こととなるもの（施行日以降に平成17年改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員及び施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に施行日以降に平成17年改正条例附則第8項の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員となるものを除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
 委 員 長 小 野 勝

別表知事部局本庁の項職の欄中「局長、子ども政策監」を「戦略調整監」に、「次長、産業連携推進監、室長、課長」を「会計局長、次長、局長（会計局長を除く。）、医療政策監、技術戦略監、整備推進監、課長、室長」に、「出納局工事検査課」を「会計局工事検査課」に、「秘書専門員」を「主幹補佐、秘書専門員」に改め、「(財政課に置くものに限る。）」を削り、同表知事部局の項中

福祉相談センター	所長、副所長
庄内児童相談所	所長
鶴岡乳児院	院長、副院長
朝日学園	園長
職員育成センター	所長、副所長
自動車税事務所	所長、次長
消費生活センター	所長
消防学校	校長
環境科学研究センター	所長

を

職員育成センター	所長、副所長
環境科学研究センター	所長
消防学校	校長
消費生活センター	所長
山形職業能力開発専門校	校長、庄内職業能力開発センター所長
福祉相談センター	所長、副所長
庄内児童相談所	所長
鶴岡乳児院	院長、副院長
朝日学園	園長

に、

名古屋事務所	所長
--------	----

を

名古屋事務所	所長
産業技術短期大学校	副校長、事務局長（庄内校に置くものを除く。）

に、

高度技術研究開発センター	所長
産業技術短期大学校	副校長、事務局長（庄内校に置くものを除く。）
山形職業能力開発専門校	校長、庄内職業能力開発センター所長

を

「

高度技術研究開発センター	所長
--------------	----

」に改め、同表知事
 部局出先機関総合支庁の項職の欄中「、技監」を削り、「及び検査室長」を「、検査室長及び用地室長」に改め、
 「及び西置賜総務課」を削り、同表教育庁本庁の項職の欄中「(庁付主幹を除く。)」を削り、同表中

「

青年の家	所長
体育館	館長、調整主幹

」を

「

青年の家	所長
------	----

」に改め、同表人事
 委員会事務局の項職の欄中「公平勤務主査、任用主査」を「総務専門員、企画主査、任用・公平主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県人事委員会訓令第2号

事 務 局

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会
 委 員 長 小 野 勝

人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部を改正する訓令

人事委員会の専決事務及び事務代決規程（昭和41年4月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次長」を「課長」に改め、同条第2項を削る。

第5条第2項中「主査担当事務」を「専門員担当事務については専門員が、主査担当事務」に改める。

第6条中「次長、」を削る。

別表を次のように改める。

別表

事務局長専決事項	課長専決事項
1 事務局職員の任免についての辞令の伝達（課長以上の者を除く。）に関する事	1 所属職員の事務分担の決定及び変更に関する事
2 事務局職員の昇給及び昇格に関する事	2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
3 事務局職員の復職時等における号給等の調整に関する事	3 所属職員の勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関する事
4 事務局職員の営利企業等従事の許可及び団体役員就任の承認に関する事	4 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事
5 事務局職員の研修に関する事	5 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事
6 事務局職員の考査に関する事	6 育児又は介護を行う所属職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する事
7 事務局職員の福利厚生に関する事	7 所属職員の休日の代休日の指定に関する事
8 事務局長及び課長の旅行命令及び復命に関する事	8 所属職員の休暇の承認に関する事
9 事務局長及び課長の勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関する事	9 所属職員の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関する事
10 育児又は介護を行う事務局長及び課長の深夜勤務の制限に関する事	10 所属職員の修学部分休業に係る承認に関する事
11 事務局長及び課長の休日の代休日の指定に関する事	

- | | |
|---|---|
| <p>12 事務局長及び課長の休暇の承認に関すること。</p> <p>13 事務局長及び課長の育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。</p> <p>14 事務局長及び課長の修学部分休業に係る承認に関すること。</p> <p>15 事務局長及び課長の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。</p> <p>16 職務上の秘密に属する事項の発表の許可に関すること。</p> <p>17 事務局長及び課長の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認に関すること。</p> <p>18 事務局長及び課長の勤務に係る事実証明に関すること。</p> <p>19 日々雇用職員（技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものを除く。）の雇用に関すること。</p> <p>20 所管事務について必要と認めた場合に関係者を招致し、又は参集させること。</p> <p>21 別に定めるものを除き、所管事務について調査をし、又は報告を求めること。</p> <p>22 重要でない諸報告及び文書の閲覧に関すること。</p> <p>23 別に定めるものを除き、申請、届、報告等の受理に関すること。</p> <p>24 所管事務に係る通知又は照復に関すること。</p> <p>25 定例ある諸印刷物の作成及び配布に関すること。</p> <p>26 所管事務の実施計画に関すること。</p> <p>27 講演会及び講習会の開催に関すること。</p> <p>28 公文書の開示等決定に対する不服に係る審査会等への諮問等に関すること。</p> <p>29 地方公務員法第53条第9項の規定に基づく変更登録に関すること。</p> <p>30 地方公務員法第58条第5項の規定に基づく労働基準監督機関の職権の行使に関すること。</p> <p>31 地方公務員法第17条第5項の規定に基づく必要な事項を定めること並びに同法第18条第1項の規定に基づく協定の締結に関すること。</p> <p>32 人事委員会規則16-1（人事統計報告）第2条第2項の規定中人事委員会が求める様式の決定及び人事委員会の定める日の決定に関すること。</p> <p>33 人事委員会において決議した事件について、これを外部に表示することを要するものの執行に関すること。</p> <p>34 公印の新調及び廃止の承認に関すること。</p> <p>35 前各号に定めるもののほか、所管事務のうち定例に属する事項に関すること。</p> | <p>11 所属職員の自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。</p> <p>12 別に定めるものを除き、所属職員の職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認に関すること。</p> <p>13 所属職員の勤務に係る事実証明に関すること。</p> <p>14 日々雇用職員のうち、技能労務に従事する者で雇用継続予定期間が15日未満のものの雇用に関すること。</p> <p>15 別に定めるものを除き、指導監督、検査、調査及び報告の聴取に関すること。</p> <p>16 公文書の開示等に係る決定、決定の通知等に関すること。</p> <p>17 所属職員に関する各種証明書の交付に関すること。</p> <p>18 定例ある軽易な申請、届、報告等の受理に関すること。</p> <p>19 所管事務及び事業に係る軽易な事項に属する通知又は照復に関すること。</p> <p>20 方式又は手続に欠陥のある文書の補正に関すること。</p> <p>21 旅行依頼に関すること。</p> <p>22 所属職員の扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関すること。</p> <p>23 前各号に定めるもののほか、所管事務のうち軽易な事項に関すること。</p> |
|---|---|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成22年4月1日印刷
平成22年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056